令和８年度女性活躍に関する業界団体の気運醸成イベント等企画運営業務
公募型プロポーザル説明書

１　業務概要

(1) 業務の目的

広島県では、企業が「多様な人材を活かし、その能力を最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげ、自社の競争力強化につながる経営」であるダイバーシティ経営を推進することを目指している。

そのためには、性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向など、多様な個性、価値観を持つ人材が活躍できる環境を整える必要があり、その一丁目一番地として「女性活躍」を促進しているところである。

本事業は、業界ごとに異なる女性活躍推進に係る現状や課題を把握し、それらを踏まえて、業界団体を通じた、当該業界団体所属会員企業の自律的な女性活躍の推進を目的としている。

具体的には、特定の業界団体に対して、女性を含む多様な人材の採用に係る勉強会等の開催、業界団体としてのアクションプラン等の策定、広報・周知を目的としたイベントの開催を通じて女性活躍推進への気運醸成を図ることを端緒として、より一層の女性活躍推進への気運醸成を当該業界団体だけでなく、広島県内企業全体に波及させることを目指している。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和９年３月 19 日まで

(4) 予算額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

２　注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和８年 11 月 17 日（火）　午後３時（必着）

(2) 仕様書に対する質問書提出期限

令和８年 11 月 19 日（木）　午後３時（必着）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和８年 11 月 20 日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所、期限及び提出方法

①　提案書提出場所

広島県商工労働局人的資本経営促進課（女性活躍グループ）

②　提案書様式等

企画提案書の作成にあたっては、別紙「令和８年度女性活躍に関する業界団体の気運醸成イベント等企画運営業務提案書作成要領」(以下「提案書作成要領」という。)を参照すること。

③　提案書提出期限

令和８年 11 月 25 日（水）　午後３時（必着）

④　提案書提出方法

提案書の提出書類は、「正本」「副本」のほか、「電子データ（PDF ファイル形式）」とする。電子データについては、電子メール（添付ファイルは、５メガ以下とすること。）により提出すること。

≪送付先メールアドレス≫syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和８年度女性活躍に関する業界団体の気運醸成イベント等企画運営業務企画提案書」とし、送信後、提出先（広島県商工労働局人的資本経営促進課）へ電話により着信の確認を行うこと。

≪電話番号≫女性活躍グループ　082-513-3419

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

①　公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式第１号）に添付しなければならない。

ア　会社概要（別記様式２号）

イ　機密データの保存等に関する申出書（別記様式３号）

②　申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③　申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④　申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(6) 仕様書について

①　仕様書に対する質問がある場合は、上記２(2)に記載の期日までに、仕様書等に対する質問書（別記様式第４号）により、電子メールにより提出すること。

≪送付先メールアドレス≫syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和８年度女性活躍に関する業界団体の気運醸成イベント等企画運営業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県商工労働局人的資本経営促進課）へ電話により着信の確認を行うこと。

≪電話番号≫女性活躍グループ　082-513-3419

②　上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

①　最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

②　上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局人的資本経営促進課に対してその理由説明を求めることができる。

③　この説明を求める場合は、令和８年 12 月４日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④　上記に対する回答は、令和８年 12 月７日（月）までに、書面により行う。

(8) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、受注者の請求により必要があると認めると

きは、委託料の全額又は一部を概算払することができる。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

ア　広島県情報公開条例に基づき公開する場合

イ　事業採択した提案書を公開する場合

3　契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約方法

県は最優秀提案者と提出された提案書を参考に業務内容等について協議を行い、協議が整った場合に契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。

この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の３の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4　その他

(1) 提案書提出後、県から提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書又は企画提案書を提出した後に本件公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、速やかに「辞退届」(別記様式第５号)を提出すること。

5　添付書類

(1) 公告の写し

(2) 仕様書

(3) 提案書作成要領
(4) 評価基準
(5) 業務委託契約書（案）
(6) 様式
（別記様式第１号）公募型プロポーザル参加資格確認申請書
（別記様式第２号）会社概要
（別記様式第３号）機密データの保存等に関する申出書
（別記様式第４号）仕様書等に対する質問書
（別記様式第５号）辞退届

【問い合わせ先】
広島県商工労働局人的資本経営促進課
担当　田中
電話　082-513-3419（ダイヤルイン）